特定動物管轄区域外飼養・保管通知に係る必要書類

**	既に許可を受けている者が、管轄する区域の外において <u>当該許可に係る特定</u> 飼養施設により、3日を超えない期間、特定動物の飼養又は保管をする場合、 3日前までに通知が必要。 (動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第13条11号)
	特定動物管轄区域外飼養・保管通知書 (様式第 13)
	移動経路を示す地図
	移動用施設の構造・規模を示す図面もしくは写真
	移動用施設に係る特定動物飼養保管許可証の写し
	移動する動物の数および個体識別方法
	理由が「業としての展示」で 24 時間以上の場合、動物取扱業登

録の確認